

### (注1)症例報告について

9例以下でも、診療の有効性・安全性の評価をするなど研究性のあるものは研究として扱います。  
個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、  
原則、症例報告する旨の同意の取得が必要です。但し、転居や死亡等にて同意の取得が困難な場合は同意の取得は免除されます。  
何れの場合も、個人が特定できないような配慮が必要です。

### (注2)匿名加工情報、加工情報、個人関連情報について

#### ● 匿名加工情報とは

個人情報保護法の規定に基づいて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。匿名加工情報の作成に際して利用目的を公表する必要があり、要配慮個人情報の置き換えなど、一般の医療機関が個人情報保護法の規定に基づいた匿名加工情報を作成することは非常に困難と考えられます。

#### ● 仮名加工情報とは

個人情報保護法の規定に基づいて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報のことです。仮名加工情報の作成に際して利用目的を公表する必要があり、仮名加工情報の利用にあたっては個人を識別するための照合を行うことが禁じられています。また、他の機関に提供することも禁じられています。このことから、機関として仮名加工情報に対して独立して安全管理措置を行う責任者が必要です。機関として診療情報について仮名加工情報を作成することは可能ですが、研究者自身がカルテ情報等と照合することが不可能なことから、実際に仮名加工情報を研究で利用する必要性は相当に低いと思われます。

#### ● 個人関連情報とは

個人情報保護法の規定に基づいた匿名加工情報にも仮名加工情報にも該当しないが、容易照合性がなく個人識別符号も含まない個人に関する情報のことです。既存情報のうち、改訂前の指針において実施された研究等で得られた既存の情報で、対応表が存在しない等で個人を特定することが困難な状態になったもので個人識別符号を含まないと判断される場合には個人関連情報に相当する考えられます。なお、提供元では個人関連情報であっても、提供先で保有する情報と照合することで個人が特定できる場合には提供先にて個人情報となる場合があるので、この場合にはICの手続き等において注意が必要です。個人関連情報は個人に関する情報であり、これらを用いて臨床研究を実施する場合は倫理審査が必要です。

### (注3)既存試料・情報とは

通常診療や他の研究など当該研究とは異なる目的で研究対象者から取得された試料・情報を指します。前向き・後ろ向きは問いません。

## (注4)オプトアウトとは

当該研究について情報を研究対象者等に直接通知するか、または当該機関の掲示板やホームページ上で公開し、研究対象者等が研究への参加を拒否する機会を保障するものを指します。

同時に拒否の意思表示を受け付ける窓口(連絡先)を明示する必要があります。

ただし、オプトアウトによって同意取得(IC及び適切な同意)に代えることができるものは、以下に限ります。

個人情報保護法上の例外要件である、学術研究目的(学術例外)あるいは公衆衛生の向上に特に資する目的(公衆衛生例外)に該当、もしくは、包括的な同意を得ている場合。

### 1)学術例外:

学術研究機関等※<sup>1</sup>が実施する研究において、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。

(試料・情報の提供先が学術研究機関等に該当する場合、その提供元が共同研究として参加している学術研究機関等である場合も含む)

### 2)公衆衛生例外:

学術研究機関等に該当しない医療機関における観察研究において、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、

同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

### 3)包括的な同意:

研究対象者から取得された試料・情報が、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性があることと、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法について説明し同意を得ている場合※<sup>2</sup>。

※1 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体をいいます。病院・診療所等の患者に対し直接医療を提供する事業者は該当しません。ただし、大学附属病院のように学術研究機関である大学法人の一部門である場合は「学術研究機関等」に該当します。

※2 包括的な同意が得られた試料・情報であっても、使用する際は、当該研究の内容に係る研究計画書の作成または変更を行い、オプトアウトの実施が必要です。

## (注5)臨床研究法の適用対象期間について

「臨床研究法」が適用される研究であっても、2018年4月1日以前から実施されている研究であって、2019年3月31日までに終了する研究に関しては、「医学系指針」に従って実施されていれば、発表してもかまいません。

## (注6)生命・医学系指針の適用対象期間について

2021年6月30日以降も実施されている研究であっても、旧指針(ゲノム指針、医学系指針)下で承認され実施されている研究に関しては、旧指針に従って実施されていれば、発表してもかまいません。

## (注7)人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和4年3月10日一部改正)による経過措置について

改正前の指針及びそれ以前の指針(廃止前の疫学研究に関する倫理指針、臨床研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針又は人を対象とする医学系研究に関する倫理指針)の規定により実施中の研究については、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例によることができます。